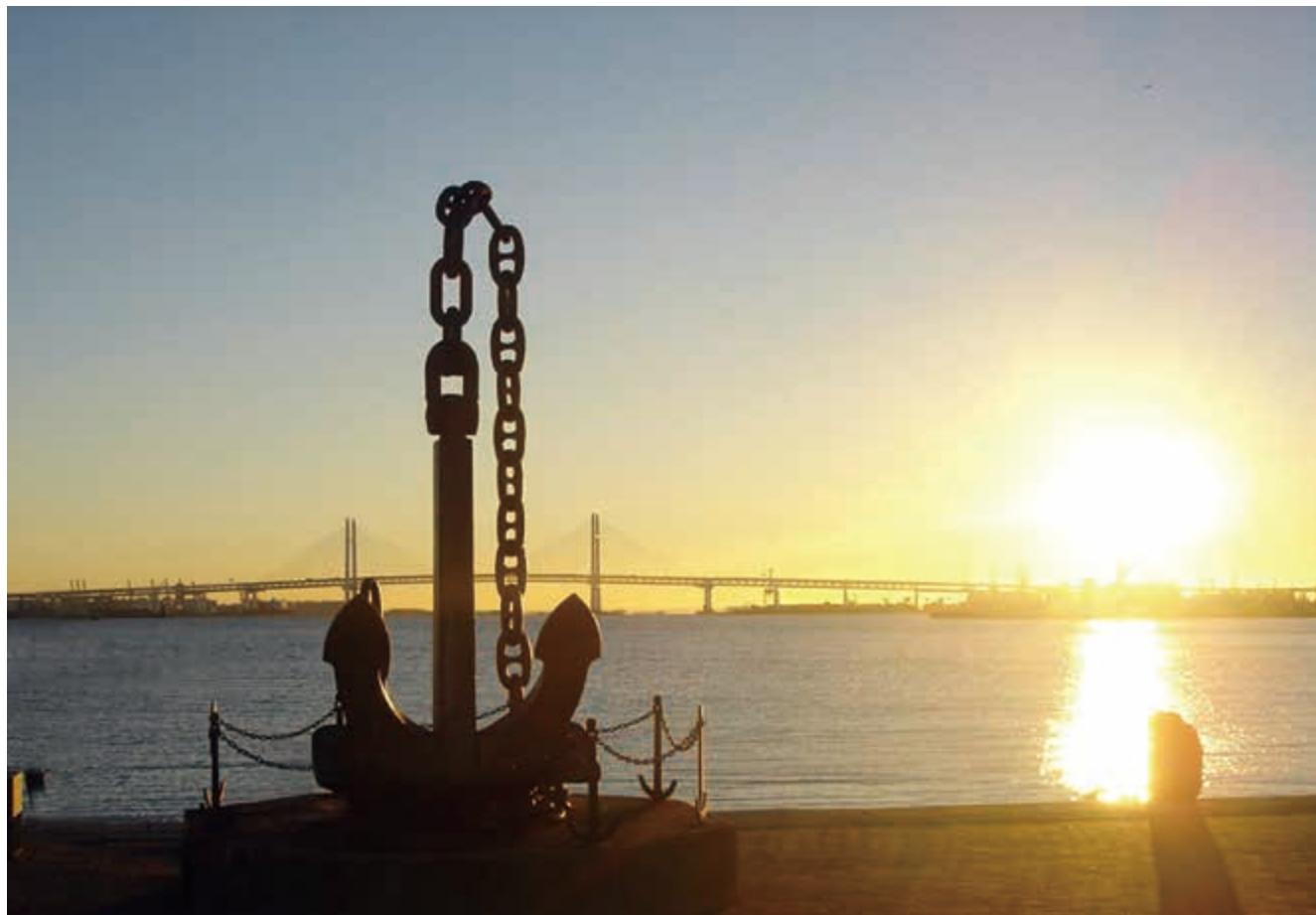




# 神奈川県 消防設備会報

第34号 平成28年1月



臨港パークのストックアンカー(碇)のオブジェ

## — 消防設備会報（第34号 平成28年1月） 目次 —

## 新年のあいさつ

(一財)神奈川県消防設備安全協会理事長 西 津 英 二	1
神 奈 川 県 安 全 防 災 局 長 和 田 久	2
神 奈 川 県 消 防 長 会 会 長 南 部 浩 一	3
表彰の栄誉に輝いた方々	4

## 寄稿・消防機関から

消防用設備等の重要性と関係者の法的責任について 茅ヶ崎市消防本部 予防課長 小 澤 幸 雄	5
--	---

## 寄稿・業界通信

新点検制度への取り組み ～消防設備等の点検と防火設備検査～ ニッタン株式会社営業本部 窪 寺 真 孝	7
---	---

平成27年度各種講習会の結果概要（中間）	10
----------------------	----

かながわ防災フェアへの参加	13
---------------	----

かながわ消防フェアへの参加	14
---------------	----

## 寄稿・点検現場からの報告

点検推進指導員の立会いを受けて 社会福祉法人 吉祥会 寒川ホーム 理事長 三 澤 京 子	15
---	----

点検を終了したら全国共通ラベルの貼付を！	16
----------------------	----

平成27年8月以降の主な通知	17
----------------	----

(一財) 日本消防設備安全センター等発行刊行物一覧	18
---------------------------	----

## 表紙:臨港パークの「ストックアンカー(碇)のオブジェ」

臨港パークの護岸中央付近にある「ストックアンカー（碇）のオブジェ」です。空と海と横浜ベイブリッジを背景に、初春の朝日によるシルエットを浮かび上がらせています。

臨港パークは、横浜港を臨む抜群のロケーションが目の前に広がるみなとみらい地区の最大緑地です。広々とした芝生広場、潮入りの池、ゆるやかにカーブする水際線やみなとみらい地区のビル群を望むベストスポットのアーチ橋、公園内を華やかに飾るオブジェなど、見所満載の憩いのスペースとなっています（横浜観光情報より）。



## 新年のあいさつ

一般財団法人 神奈川県消防設備安全協会

理事長 西 津 英 二

新年、明けましておめでとうございます。

神奈川県消防設備安全協会の業務運営につきましては、会員の皆様、そして行政機関、関係団体の皆様にひとかたならぬご支援、ご指導、ご協力を賜り、心より厚くお礼申し上げます。

当協会は、平成25年4月の非営利型一般財団法人化から3年近くが経ち、事業運営も軌道に乗ってきており、法人の目的である消防用設備等の設置及び維持管理の適正化に必要な事業を推進し、火災その他の災害からの被害の軽減を図っているところであります。

このような中で、かねてから神奈川県に要望してまいりました「消防施設保守管理業務委託」における最低制限価格の導入が昨年の4月から実施されました。このことは、入札において事業者がその経営環境や業務品質を活かした価格を提示でき、結果として、適正価格の維持と業務精度の向上につながるものでございます。実現にご尽力いただいた関係者の皆様には改めて深くお礼申しあげます。

さて、昨年の災害状況でございますが、梅雨前線の停滞や台風11号、15号、18号（関東・東北豪雨）による連続的な風水害が起り、多くの方々が被災されました。また一方で、浅間山、箱根山、桜島、阿蘇山の火山活動が活発となり、今も警戒が必要な地域もあります。

火災におきましては、5月の秋田県湯沢市の住宅火災、9月の川崎市の簡易宿泊所火災、さらに10月の広島市の飲食店火災の発生などにより、多くの死傷者が出ております。

これらの災害で犠牲となられた方々には、深く哀悼の意を表します。

消防庁の発表では、昨年1月から6月までの建物火災の件数は、一昨年同時期と比べ6%ほど減少しているとのことで、好ましい状況ではございますが、地震、台風、火山活動などの自然災害と違い、火災は、消防・防災意識の普及・啓発や予防対策を講じることで更なる防止が可能でございます。

我々消防設備事業者は、消防用設備等の点検を通じて「県民、市民の生命と財産を守る」という社会的責任と使命のもとに、協会会員が力を合わせ、これからも火災件数の減少に向けた取り組みを進めていく必要がありますので、今後もご尽力のほどよろしくお願ひいたします。

本年は、当協会としても、昨年の神奈川県の入札制度における最低制限価格の導入実現や「平成27年度安全功労者総務大臣表彰」の受賞を弾みとして、点検推進指導員の立会制度の拡充や表示登録制度の新たな展開を目指すとともに、防火管理思想の普及・啓発などを一層推進させ、業界活動の繁栄のため、会員の皆様をはじめ、一般財団法人日本消防設備安全センター、一般財団法人日本防火・防災協会、神奈川県など関係団体等の皆様とともに躍進していく所存でございます。

年頭にあたり、皆様のますますのご発展とご健勝を心から祈念申し上げ、新年の挨拶とさせていただきます。



## 新年のあいさつ

神奈川県安全防災局長  
和 田 久

---

新春を迎え、謹んでお慶びを申し上げます。

一般財団法人神奈川県消防設備安全協会及び会員の皆様におかれましては、平素から、本県の消防防災行政の推進に御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

また、消防設備に係る技術指導や、各種の普及啓発事業にも御尽力いただきており、深く敬意を表します。

さて、昨年を顧みますと、5月に鹿児島県口永良部島の噴火、9月には関東・東北豪雨での河川のはん濫など、自然災害による甚大な被害が発生しました。

本県においても、4月下旬から箱根大涌谷周辺の火山活動が活発化し、6月には噴火警戒レベルが3にまで引き上げられました。県では、4月以前から箱根町などと連携し、避難マニュアルの作成や訓練の実施など、先んじた対応をとってきたことで、人的被害や大きな混乱を生じることなく対処することができました。11月には、噴火警戒レベルが1に引き下げられましたが、大涌谷周辺では、火山ガスの影響から、なお、立入規制が継続されています。引き続き、関係機関と連携し、安全対策の取組みを進めているところです。

また、首都直下地震などの発生が懸念される中、平成27年5月に公表した「神奈川県地震被害想定調査」では、大正型関東地震の死者が約3万人を超える結果となりました。この調査で想定された被害を軽減するため、今年度中に「神奈川県地震防災戦略」を改定し、市町村や国、事業者などの関係機関と連携し、県民総ぐるみで、防災・減災対策を推進することとしました。

また、昨年は、5月には川崎市の簡易宿泊所、10月には広島市の飲食店で火災が発生し、多くの死傷者を出すなど、火災の危険性や予防の重要性を改めて認識させられたところです。

これらの火災をうけて、国では、全国の消防本部に対し、防火対策の更なる徹底を呼びかけています。

このような中で、貴協会は、消防設備士や消防設備点検資格者等の育成と資質向上を図るため、各種講習会を積極的に実施され、防火対象物の安全を守る重要な役割を担う人材育成に取り組まれるなど、県民が安全で安心して生活できる環境づくりに、大きく貢献されているところであります。

県といたしましては、消防機関や貴協会をはじめとする関係機関としっかりと連携を図り、「県民の安全・安心の確保」に向けて、消防防災行政の一層の推進に取り組んでまいります。今後ともより一層、貴協会の皆様からお力添えをいただけますよう、お願い申し上げます。

結びに、一般財団法人神奈川県消防設備安全協会のますますの御発展と、会員の皆様の御健勝・御活躍を心から祈念申し上げまして、新年のごあいさつといたします。



## 新年のあいさつ

神奈川県消防長会会長（川崎市消防局長）

南部 浩一

平成28年の輝かしい新春を迎え、謹んで新年のお慶びを申し上げます。

神奈川県消防設備安全協会の皆様には、平素から消防行政の推進に格別な御支援と御協力を賜り、神奈川県消防長会を代表し厚くお礼申し上げます。

また、消防設備等に係る技術指導や講習会の開催をはじめ、防火安全思想の普及・啓発、点検済表示制度の普及促進など、様々な事業をとおして地域の防火・防災を推進し、県民の安全・安心のため御尽力されておりますことに深く敬意を表し感謝を申し上げます。

さて、本年は、東日本大震災から間もなく5年目を迎える節目の年ではございますが昨年も国内外で多くの自然災害が発生し、甚大な被害をもたらすとともに多くの尊い人命と貴重な財産が失われました。

国内では、5月には、鹿児島県口永良部島で爆発的噴火が起こり全島避難が行われた他、県内においても箱根山の火山活動がさらに活発化する等、国内の各地において火山活動が活発化しております。

また、9月には関東・東北豪雨により、茨城県常総市において鬼怒川の堤防が決壊し、ヘリコプター やボートにより約780名の救出活動が行われる等、周辺地域に甚大な被害が発生しました。

国外においては、4月にネパールでマグニチュード7.8の地震（死者8,699名、負傷者22,498名）が発生し、国際消防緊急援助隊17名が派遣される等、大きな被害をもたらしており、地震の発生も多くなってきております。

これら異常気象に伴う相次ぐ集中豪雨による土砂災害や発生頻度が高いといわれている首都直下地震をはじめ南海トラフを震源とする巨大地震への取り組みも喫緊の課題であります。

私ども消防機関は、こうした複雑多様化する災害の実態をしっかりと踏まえ、県民の皆様の安全・安心の確保に努めるためには、神奈川県と県内各消防本部の連携協力体制を更に強化し、緊急消防援助隊・常備消防力の充実強化、少子高齢化の進展を背景とした増大する救急需要への対応、住宅用火災警報器の設置、維持の促進など諸施策を積極的に推進してまいる所存でございます。

取り分け、社会福祉施設や有床診療所における違反是正の徹底など防火安全対策の推進や住宅用火災警報器の設置、維持の促進には、消防・防災全般にわたり事業を展開されております貴協会の皆様方の御協力が不可欠でございます。

どうか今後とも、県民の皆様の安全・安心の負託にこたえるため、より一層のお力添えを賜りますようよろしくお願い申し上げます。

結びに、本年が災害のない平穏な一年でありますことと、貴協会の限りない御発展を心から祈念申し上げまして、新年の挨拶とさせていただきます。

## 表彰の栄誉に輝いた方々

### 消防庁長官表彰

木 内 忠 様 共 栄 防 災 設 備 株 式 会 社 代表取締役

### 一般財団法人日本消防設備安全センター理事長表彰

石 田 正 様	株 式 会 社 ア ト ラ ス	代表取締役
名 取 隆 司 様	ナ ト リ 電 設 株 式 会 社	代表取締役
邑 上 一 弥 様	株 式 会 社 東 神 防 災 工 業	代表取締役
岡 田 浩 樹 様	東 チ セ キ ュ リ テ ィ 株 式 会 社	取締役社長

#### 《表彰式》

日 時 平成27年11月4日（水）午後3時30分～

場 所 明治記念館 表彰式「蓬莱の間」、祝賀会「富士の間」

表彰式当日は秋晴れに恵まれ、受賞者の皆様、消防庁幹部、日本消防設備安全センター、来賓など多数ご出席のもと、盛大に挙行されました。

式は、佐々木敦朗消防庁長官の式辞の後、消防庁長官表彰の消防設備保守関係功労者等表彰受賞者に賞状、記念品が授与され、次に、安全センター原田正司理事長から、安全センター理事長表彰の消防設備保守関係者表彰、消防用設備等点検済表示制度推進優良事業所表彰のそれぞれの受賞者に賞状、記念品が授与されました。

受賞者に対して、全国消防長会会長である東京消防庁の高橋淳消防総監からの祝辞が述べられました。（全国消防長会事務総長の須貝俊司様、代読）

午後5時からは、参議院議員の片山虎之助議員、磯崎陽輔議員、衆議院議員の務台俊介議員など国會議員の方々も参加して祝賀会が行われました。

また、当日同時に行われた消防庁長官表彰の消防機器開発普及功労者表彰に、晃洋商事株式会社代表取締役社長の武者恵吾様、安全センター理事長表彰の防災安全関係者表彰の個人の部に、公益社団法人横浜市防火防災協会会长の石井忠様、団体の部に公益社団法人相模原市防災協会理事長の八木繁夫様の計2名と1団体が、当協会の会員関係者として受賞されました。誠におめでとうございました。



表彰式会場にて  
(写真は左から) 邑上一弥様 岡田浩樹様 石田 正様  
西津英二理事長 名取隆司様 木内 忠様

## 消防機関から

# 消防用設備等の重要性と関係者の法的責任について

茅ヶ崎市消防本部

予防課長 小澤幸雄

### はじめに

消防用設備等は、防火対象物を使用することによる出火危険、火災が発生した場合の拡大危険や人命危険（以下「火災危険」という。）を防止するため重要な役割をもっています。

本稿では消防用設備等の設置・維持を怠ったことにより、火災発生時に第三者に損害が生じ、関係者の法的責任を問われた火災事例を紹介し、会員皆様の業務執行上の参考に供したいと思います。

### 1 消防用設備等の重要性

スプリンクラー設備に代表される消防用設備等は、防火対象物を一定の用途として使用することによる火災危険を防止するための設備として重要な役割をもっています。

また、火災危険は地域に関係なく存在していることから、それ故に消防用設備等に関する消防法の規制は、原則として全ての地域に均一的に適用され、しかも関係者の経済的事情に左右されないことになっています。

### 2 消防用設備等の未設置と関係者の法的責任

防火対象物の関係者が消防用設備等の設置や維持を怠ったことにより、火災発生時に第三者に損害が生じた場合の法的責任は、刑事责任（刑罰）として刑法第211条の業務上過失致死傷罪（業務上必要な注意を怠り、人を死傷させた場合の刑罰—5年以下の懲役・禁錮又は100万円以下の罰金）などがあり、民事責任として民法第709条の不法行為責任（故意又は過失によって違法に他人に損害を与えた場合の責任、例えばホテル等の従業員が火災発生時に宿泊客の避難誘導を行わなかった場合など）、民法第717条の土地・工作物の責任者（土地・工作物の設置又は保存の瑕疵により他人に損害が生じた場合の責任—例えば、消防用設備等の設置や維持管理を怠った場合など）、民法第415条の債務不履行責任（債務者が債務を履行しないことにより債権者に損害が生じた場合の責任—例えばホテル等の経営者が火災発生時に宿泊客を死傷させた場合、この場合ホテル等の経営者は、安全に宿泊させなければならない債務を怠ったことになる。）などがありますが、重要なことはこれららの法的責任は、全て火災の原因に関係なく問われるということです。

因みに、消防用設備等の未設置や維持管理の不適に起因して火災発生時に宿泊客等に死傷などの損害を生じさせたことにより、火災の原因に関係なく関係者の刑事责任（業務上過失致死傷罪）を

問われた火災事件として、旅館「池之坊満月城」火災事件（自動火災報知設備の未設置等。一死者30名、負傷者44名）、旅館「寿司由樓」火災事件（自動火災報知設備の未設置等。一死者16名、負傷者15名）、「椿グランドホテル」火災事件（自動火災報知設備の感知器や非常電源の未設置等。一死者3名、負傷者6名）、「釧路オリエンタルホテル」火災事件（自動火災報知設備のベルの停止等。一死者2名、負傷者27名）、「千成ホテル」火災事件（自動火災報知設備のベルのスイッチが「断」の状態となっていたため、火災時ベルが鳴動しなかった。一死者4名、負傷者61名）、「太陽デパート」火災事件（スプリンクラー設備、自動火災報知設備及び避難器具等が設置工事中で火災時に機能しなかった。一死者103名、負傷者121名）など多くの火災事件が発生しています。

なお、前記太陽デパート火災事件の場合では、別途民事責任として遺族の方から損害賠償請求訴訟が提起され、18億円の莫大な賠償責任が負わされています。

### 3 ホテル・ニュージャパン火災事件の概要

昭和57年2月8日未明、ホテル・ニュージャパン（東京都）で火災が発生し、死者33名（従業員1名を含む。）、負傷者34名という大惨事となりました。火災の原因是宿泊客の寝タバコの不始末と推定され、死傷者の発生した要因については、

- ① スプリンクラー設備等の未設置
- ② 自動火災報知設備や放送設備の維持管理不適による不作動
- ③ 従業員による避難誘導の未実施などにあるとされています。

同ホテルの経営者は、東京高裁の控訴審において、スプリンクラー設備を設置していなかったことについて、資金がなかったと弁解をしましたが、宿泊客の安全を守るために重要な設備を設置できないというのであれば、ホテルを経営する資格がないとして一蹴されています。（その後、上告棄却により禁錮3年の実刑確定。）

防災に対する裁判所の厳しい姿勢は、同時に消防法の精神であると思われます。

### おわりに

以上、消防用設備等の重要性や関係者の法的責任などについて、簡単に触れてみましたが、火災危険の防止に関連する業種に携わっておられる貴協会員の皆様には、業務の公益性と重要性について誇りを持たれることはもとより、本拙文が皆様の業務執行の過程において、関係者等に対する啓もう資料の端くれとしてお役に立てるところがあれば幸いです。

## 業界通信

# 新点検制度への取り組み ～ 消防設備等の点検と防火設備検査 ～

ニッタン株式会社営業本部 窪寺 真孝

## 1 定期点検の持つ意味と現状

防災設備においては現在のみならず継続的な機能維持が重要であることは皆様誰もが認識されていらっしゃることと思います。消防法においては全ての消防用設備等の定期点検が義務となっており、また防火シャッターや防火扉等の点検は建築基準法において特殊建築物定期調査の一項目として扱われています。(但し点検対象建築物範囲は消防設備等の点検範囲より狭く点検期間も異なります。)

従前より弊社で消防用設備等の保守点検業務をご提供する際には、(法令上の規定はございませんが)追加オプションとして防火シャッター等の連動用感知器や連動機構の点検をお勧めし、また実施しています。防災設備は消防法による消防設備等のみならず、防火設備の維持管理も重要と考えての取り組みです。

## 2 新点検制度「防火設備定期検査報告」

建築基準法の改正により本年6月1日より防火シャッター及び防火扉等、防火設備の一部に対し専門的な検査項目を含む新たな検査制度・資格者制度がスタートする予定となっています。

検査項目や資格者制度の概要に係わる情報は、「平成27年12月4日 國土交通省建築基準法の一部を改正する法律の一部の施行等に伴う関係政省令・告示の制定・改正案についてに関するパブリックコメントの募集について」で公開された案が最新です。以下の文章はこのパブリックコメントの内容でまとめています。

防火設備検査の概要 (案)

検査対象用途 (案)

国が指定する対象

不特定多数の人々が利用する建築物等

その他地方自治体(特定行政庁)が追加指定する用途

検査対象防火設備 (案)

防火シャッター

防火扉(隨時閉鎖式)

耐火クロススクリーン

ドレンチャー等

主な検査項目（案）

連動機構（煙・熱感知器の作動確認等を含む）

駆動装置・危害防止装置

総合的作動状況

報告期間（案）

6月～1年

検査資格（案）

一級・二級建築士、防火設備検査員（仮称）

### 3 消防用設備等点検報告と防火設備検査報告との連携

防災設備の継続的な機能維持については消防用設備等と防火設備、両方の機能維持を図らなければ満足することができません。制度上は消防法と建築基準法とに分割されそれぞれの資格者がそれぞれの点検・検査を行うこととなります。それぞれ別に点検・検査を行えば、物件の関係者の方々には予算や作業日程の面からかなりの負担増と感じられるのでは無いでしょうか。

弊社では消防法による点検資格である消防設備士または消防設備点検資格者に、新たに建築基準法による防火設備検査員の資格を併せて取得させ、消防設備、防火シャッター・防火扉等の点検・検査業務を一貫した作業でご提供できるよう進めています。（1月より防火設備検査員に関する講習がスタートします。）また、防火設備検査が不要な対象建築物につきましても同様の検査をお勧めします。

### 4 まとめ

防災設備の継続的機能維持は消防用設備等の点検と防火設備検査が必要不可欠です。新たな点検制度である防火設備検査は専門的検査項目が多く、検査予算増が予想されます。

物件の関係者の方々に対し、防火設備検査の内容をご理解していただくとともに、検査費用についてのご説明・ご相談を始めなくてはなりません。法律の改正をお伝えするだけではなく、点検・検査の必要性をご理解いただく事が私の責務であり、防火設備検査の発注をお願いすることが重要です。



## ニッタンはこれまでの実績をもとに、さらなるサービスの向上を目指します！

これまでニッタンでは、消防法で義務化されている消防用設備の点検に加え、お客さまのさらなる安全のために、防火シャッターや防火ドア連動機構の点検も同時に実施させていただいておりました。

建築基準法の改正※1により、防火シャッター等については点検項目の追加と共に義務化されることとなりました。

今後は消防用設備等と防火シャッター等防火設備、両方の点検・検査を行い、それぞれ行政機関への報告が必要になります。

ニッタンでは、従来より実施させていただいている点検実績をもとに、今後ともお客さまにさらなる安心と安全をお届けできるよう努めてまいります。

※1: 2014年6月4日改正



### 従来の点検

消防用設備は法律で定期点検が義務、防火設備はさらなる安全のために点検を実施

義務

消防用設備

推奨

防火設備連動機構

法規

消防法

点検者

消防設備士・消防設備点検資格者

法規

なし

点検者

消防設備士・消防設備点検資格者

### 改正後の点検・検査

消防用設備および防火設備（防火シャッター等）共に法律で定期点検が義務化

義務

消防用設備

法規

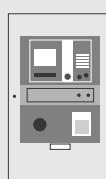
消防法

点検者

消防設備士・消防設備点検資格者

報告先

消防長・消防署長



自動火災報知設備、消火器、スプリンクラー設備など

義務

防火設備（防火シャッター）

法規

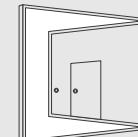
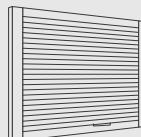
建築基準法

検査者

防火設備検査員（仮称）、  
一級・二級建築士

報告先

特定行政庁



防火シャッター、防火扉、耐火スクリーンなど

防火設備点検のお見積りやご不明な点等ございましたら、当社までお問合せください。

本資料の内容は製品改良などのために変更することがありますのでご了承ください。  
このカタログの内容は2015年7月現在のものです。  
ニッタン® NITTAN® はニッタン株式会社の登録商標です。

お問い合わせはこちらまで



2015.07.EMA

ニッタン株式会社

〒151-8535 東京都渋谷区笹塚1-54-5

TEL 03-5333-8601(代表)

<http://www.nittan.com/>



## 平成27年度各種講習会の結果概要(中間)

平成27年12月末日までの各種講習会の実施状況は次のとおりです。

### ◆ 消防設備士法定講習

消防設備士の免状の交付を受けた日以後における最初の4月1日から2年以内、またはその講習を受けた日以後における最初の4月1日から5年以内ごとに受講する講習で、神奈川県からの受託事業として実施しました。

種 別	実 施 日	受講者数
消火設備（1・2・3類）	10月9日・10月21日・11月11日 11月17日	479
警報設備（4・7類）	10月7日・10月16日・10月23日 11月12日・11月18日	951
避難設備・消火器（5・6類）	10月8日・10月13日・10月22日 11月13日・11月20日	701
計	14回	2,131

### ◆ 消防設備士試験準備講習

消防設備士試験を受験しようとする方を対象に、関係法令・機能構造等に関する講習を協会の自主事業として実施しました。

種 別	実 施 日	受講者数
4類	7月29日・7月30日	12
6類	7月29日・7月31日	36
計	3回	48

### ◆ 消防設備点検資格者講習

消防設備点検資格者の資格を取得するための講習で（一財）日本消防設備安全センターからの受託事業として実施しています。

#### 第1種

実施日	6月9日～6月11日	12月9日～12月11日	3月2日～3月4日	受講者合計
受講者数	103	108	—	211

#### 第2種

実施日	6月16日～6月18日	12月16日～12月18日	3月9日～3月11日	受講者合計
受講者数	104	94	—	198

※再考査者は受講者数に含めていません。

1種・2種合計 409

◆ 消防設備点検資格者再講習

消防設備点検資格者免状の交付を受けた日以後における最初の4月1日から5年以内の期間に該当する方を対象とした講習で、(一財)日本消防設備安全センターからの受託事業として実施しています。

第1種

実施日	4月14日	4月21日	7月14日	7月16日	1月14日	1月26日	受講者合計
受講者数	115	65	128	76	—	—	384

第2種

実施日	4月15日	4月22日	7月15日	7月17日	1月15日	1月27日	受講者合計
受講者数	107	86	124	96	—	—	413

1種・2種合計 797

◆ 蓄電池設備整備資格者講習

蓄電池設備整備資格者の資格を取得するための講習で、(一社)電池工業会からの受託事業として実施しました。

実施日	12月3・4日	受講者数	154
-----	---------	------	-----

◆ 消防設備実務・実技研修会

消防用設備等の点検・整備業務に従事する方を対象にした研修会で、技能の向上及び点検表示制度の推進を図ることを目的に、協会の自主事業として実施しました。

研修内容	研修日	協力事業所		受講者数
		会場		
自火報実務研修	9月4日	ニッタン株式会社		43
		かながわ労働プラザ		
消火器実技研修	9月11日	モリタ宮田工業株式会社		19
		(同上) 本社研修室及び施設		



自火報実務研修 (ニッタン株式会社)



消火器実技研修 (モリタ宮田工業株式会社)

## ◆ 防火管理講習

防火管理者の資格を取得するための講習で、平成16年度より（一財）日本防火・防災協会からの受託事業として実施しています。下記以外にも（一財）日本防火・防災協会等の担当で行われています。

## (1) 甲種防火管理講習

月 別	4月	5月	6月	7月	8月	9月
実 施 日	27・28日	26・27日	4・5日	9・10日 23・24日	6・7日 27・28日	9・10日 17・18日
受講者数	165	114	109	121	194	197

月 別	11月	12月	1月	2月	3月	受講者合計	
実施日	25・26日	21・22日	21・22日	28・29日	25・26日	24・25日	
受講者数	137	54	—	—	—	—	1,089

## (2) 乙種防火管理講習

実施日	12月21日	受講者合計
受講者数	65	65

## (3) 甲種防火管理再講習

実施日	6月4日	7月9日	3月24日	受講者合計
受講者数	42	30	—	72

## ◆ 防災管理講習

防災管理者の資格を取得するための講習で、平成21年度より（一財）日本防火・防災協会からの受託事業として実施しています。下記以外にも（一財）日本防火・防災協会等の担当で行われています。

## (1) 防火・防災併催講習

実施日	5月21・22日	10月29・30日	受講者合計
受講者数	105	44	149

## (2) 防災管理再講習

実施日	2月25日	受講者合計
受講者数	—	—

## (3) 防火・防災管理再講習

実施日	10月29日	受講者合計
受講者数	17	17

## かながわ防災フェアへの参加

神奈川県総合防災センター主催による「かながわ防災フェア2015」が、平成27年9月20日（日）に開催されました。

当協会もフェアに参加し、関係団体等のご協力をいただいて家庭用防災機材コーナーを設け、展示、相談、普及啓発及び即売を行いました。

当日は、絶好の秋日和にも恵まれて多くの方々が来場されました。

参加者 2,325名



家庭用防災機材コーナー



## かながわ消防フェアへの参加

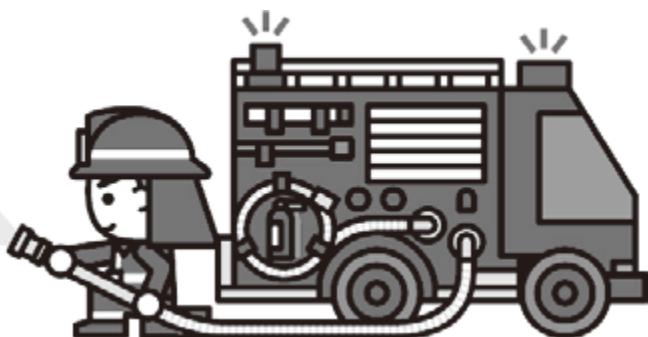
神奈川県の主催による「かながわ消防フェア2015」が、平成27年10月31日（土）に、横浜市中区の山下公園において開催され、多くの方々が来場されました。当協会も協力団体として参加しました。

参加者 10,999名



## — 2015年度全国統一防火標語 —

無防備な  
心に火災が  
かくれんぼ



## 点検現場からの報告

### 点検推進指導員の立会いを受けて

社会福祉法人 吉祥会 寒川ホーム  
理事長 三澤京子

寒川ホームは、平成5年に寒川町で初めて、特別養護老人ホーム、在宅サービス（ショートステイ・デイ・ヘルパー）、在宅介護支援センターを開設しました。その後平成12年からは介護保険制度での対応で居宅介護支援（ケアマネ）を加え、2年前からは、介護予防の生活支援型デイ・健康つみたて教室の委託を町から受けております。

科学的な介護で、「おむつ外し」を初めとして、介護サービス向上へ「レク担当職員の配置」や、「モチベーション・スキルアップ」を図り、「処遇改善向上」への取り組みも行いつつ、「寄り添った介護サービスの提供」も行っています。

福祉人材難の現在、若い新卒の学生の入職後、新人教育を大切に、モチベーション・スキルアップし、介護職を好きになってもらい、介護福祉士の資格にも挑戦してもらい、結果皆合格！ 育児・介護休業法も採り入れ、「職員の離職を少なく」を目指し、安定した明るい職場、職員同士がコミュニケーションを取りやすい職場となって来ており、委員会活動も盛んで、防災委員会は防災訓練を「訓練だけに終わらせないをモットーに」日々頑張っています。

火災予防に関しても、職員の自衛消防の意識も高く、町の操法大会には毎年出場し、優秀賞を頂いた年もありますので、毎年優勝を目指し練習に励んでおります。



今年は、町消防本部のお勧めにより、消防設備法定点検に点検推進指導員に立ち会って頂きました。以前より、信頼のおける専門業者に委託し、何かあれば、いつでも駆けつけてもらえ、信頼しておりました。点検推進指導員の方々は、基本に忠実で公正中立な立場から指導して頂き、今後の点検内容等大変参考になりました。

安心安全な施設づくりをする上で非常に重要な消防設備の適切な維持管理に、今後も努めて参ります。また、火災やその他災害から生命身体を守るために、日頃より職員間での防災意識を着実に向上出来るよう啓蒙していきます。

## —点検済表示制度の推進キャンペーン—

## 点検を終了したら全国共通ラベルの貼付を！

当協会における「消防用設備等点検済表示制度」の実施状況は、他県の実施状況と比較し十分といえない結果です。神奈川県は、人口数、業態対象物数及び消防用設備等設置義務対象物の状況から見て東京都に次ぐ規模になっています。平成27年度ラベル交付枚数は12月末現在 619,470枚で前年度同期より132,860枚減少しており、当協会の経営状況も今だ厳しい環境下にあります。

当協会では、このような状況を踏まえ、この制度の一層の充実を図るために、各種事業を推進しているところであり、県下消防機関に対しても、この制度の推進についてなお一層の協力を要請しているところあります。

平成27年度のこの制度に係る主な推進事業は、

- ① 制度推進のため、なお一層の普及啓発事業
- ② 点検済証（ラベル）未交付登録会員への協力要請
- ③ 防火対象物点検時の点検推進指導員派遣

などを実施しております。

点検済表示登録会員の皆様には、点検を終了したら、必ず「全国共通ラベル」を貼付するようお願いします。

## 点検済表示登録会員数

区分	平成27年3月末会員数	平成27年12月末会員数
1号表示会員	255	261
2号表示会員	12	12
合 計	267	273

## — 消火器用 —



## — 消火器以外の設備用 —



## 〈平成27年8月以降の主な通知〉

発 番 号	日 付	発 信 者	標 題
消防予第332号	平成27年8月27日	消防庁予防課長	住宅用火災警報器の設置率等の調査結果（平成27年6月1日時点）について
消防予第349号	平成27年9月4日	消防庁予防課長	住宅部分が存する防火対象物におけるスプリンクラー設備の技術上の基準の特例の適用について
消防予第351号	平成27年9月4日	消防庁予防課長	特定施設水道連結型スプリンクラー設備の配管における適切な施工について
消防予第334号 消防危第216号	平成27年9月7日	消防庁予防課長 消防庁危険物保安室長	消防用設備等及び消防関係製品に関する不具合・事故等に係る情報の消防庁への報告について
事務連絡	平成27年9月11日	消防庁予防課	「特定施設水道連結型スプリンクラー設備の配管における適切な施工について」（平成27年9月8日付け健水発第0908第1号）について
消防特第160号	平成27年10月1日	消防庁予防課長	石油コンビナート等における特定防災施設等及び防災組織等に関する省令の一部を改正する省令等の公布について
消防特第161号	平成27年10月1日	消防庁特殊災害室長	合成樹脂製の管等を使用する場合の消火用屋外給水施設の設置に関する運用指針等について
消防予第430号	平成27年10月12日	消防庁予防課長	飲食店等が存する防火対象物に係る防火対策の徹底について
消防予第457号	平成27年11月12日	消防庁長官	住宅用火災警報器設置対策基本方針の改正について
消防予第456号	平成27年11月13日	消防庁次長	対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令の公布等について
消防予第458号	平成27年11月13日	消防庁予防課長	「電気を熱源とする調理用機器とグリスフィルターの離隔距離について」の一部改正について
消防特第202号 27高圧第22号	平成27年12月4日	総務省消防庁特殊災害室長 経済産業省商務流通保安グループ高圧ガス保安室長	石油コンビナート等特別防災区域の変更に係る防災体制について
消防予第480号	平成27年12月24日	消防庁予防課長	建築物への立入検査等に係る関係行政機関による情報共有・連携体制の構築について
消防予第486号	平成27年12月28日	消防庁予防課長	基準の特例を適用した検定対象機械器具等の点検要領の一部改正について

## (一財)日本消防設備安全センター等発行刊行物一覧表

刊行物注文書

(一財)神奈川県消防設備安全協会 御中

下記の刊行物を注文いたします

発注者			
送り先	住所		
	会社名		TEL
	担当者		FAX

(定価は消費税込)

コード	刊行物名	注文部数	定価	金額	備考
消防設備士試験準備用テキスト					
8000	消防用設備六法		1,950		
8007	電気と機械の基礎知識		750		
8001	消防設備士受験直前対策	第1・2・3類用	1,950		
8002		第4・7類用	1,230		
8003		第5・6類用	1,230		
8004	消防設備等基本テキスト	消防設備編	3,180		
8005		警報設備編	3,080		
8006		避難・消火器編	2,570		
8008	<重要ポイント解説付> 消防設備士受験対策例題集	法令編	2,570		
8009		第1類	2,460		
8010		第4類	2,460		
8011		第6類	2,260		
一般参考図書					
8016	消防用設備等の型式失効一覧		2,460		
8017	消防用設備等試験実務必携		3,700		
8018	消防用設備等点検実務必携		3,990		
8019	防火対象物・防災管理点検実務必携		3,590		
合計			部		

TEL 045-201-1908

振込み銀行 横浜銀行 本店

FAX 045-212-0971

普通預金: 0093790

口座名義: (一財)神奈川県消防設備安全協会

※振込み手数料はご負担願います。

※お振込み確認後宅配便(送料着払い)にて発送いたします。



## 防火対象物の消防設備等点検時に 点検推進指導員を派遣する制度について

当協会では、平成21年度から公益事業を更に強化するために県内の防火対象物における消防設備等点検業務に対し、協会職員である点検推進指導員を無償で派遣し業務に立合う制度を実施して県民の「安心・安全」をご支援いたします。

### 点検推進指導員の派遣立会制度の流れ

#### 点検立会の依頼

\* 点検立会の依頼は、建物オーナー・防火管理者及び点検事業者から依頼します。

#### 点検立会確認書

\* 保守・点検実施状況を確認する。

#### 点検立会確認書の通知

\* 保守・点検実施状況を確認し確認書を建物オーナー・点検事業者及び消防長又は消防署長に通知します。

#### 掲載・広報

\* 保守・点検実施に立会った結果、点検が誠実かつ適正に行われていると認められた事業所を当協会のホームページ上に掲載する。

\* 防災・広報紙等に掲載し点検事業者の「信用・信頼」を高めます。



## 一般財団法人 神奈川県消防設備安全協会

〒231-0023 横浜市中区山下町1番地  
(シルクセンター4階 408号室)

TEL (045) 201-1908

FAX (045) 212-0971

<http://www.02-ksk.or.jp/index.html>